

# 大規模災害時の

## 応急処置は医療救護所で

●問い合わせ 保健総務課

(長野県松本合同庁舎1階 ☎40-0700 ☎40-0811)

大規模な災害（震度6弱以上の地震等）が発生した場合、市では、地域の医療救護活動を円滑に行うため、市内23カ所に医療救護所を開設します。災害時にケガをしたり、具合が悪くなった方は、最寄りの医療救護所へ向かってください。

### 医療救護所の活動内容

医療救護所には、あらかじめ定めている医師、歯科医師、薬剤師等が集まり、被災した住民の応急処置等の医療救護活動を行います。災害時の限られた医療態勢で、

できる限り多くの傷病者を救うため、傷病者の重症度によって治療の優先度を振り分ける「トリアージ」を実施します。

歩くことができる程度の軽症者の応急処置とともに、入院の必要な中等症者や、手術が必要な重症者を災害対応病院へ搬送する指示などを行います。

医療救護所が開設されると、地域の診療所（医院）の医師等は、医療救護所に参集するため、各診療所は閉鎖されます。

災害時には、最寄りの医療救護所で応急処置等を受けてください。

### 医療救護所設置場所

1	まつもと市民芸術館	13	菅野中学校
2	清水中学校	14	筑摩野中学校
3	Mウイング・松本商工会館	15	明善小学校
4	開智小学校	16	山辺中学校
5	旭町中学校	17	今井小学校
6	田川小学校	18	女鳥羽中学校
7	鎌田中学校	19	四賀の里クリニック
8	信明中学校	20	安曇小・中学校
9	並柳小学校	21	奈川文化センター 夢の森
10	松島中学校	22	梓川中学校
11	中山小学校	23	波田中学校
12	高綱中学校		

9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」

# 屋外広告物の点検をお願いします

## ◆屋外広告物とは

常時または一定期間継続して屋外で表示されるもので、個人や法人の名称、営利を目的としない物も屋外広告物に含まれます。

## ◆屋外広告物の許可申請

屋外広告物を表示するときは、基本的に許可が必要です。

## ◆安全点検の義務化

屋外広告物は、部材が腐食し老朽化している場合があります。所有者は、定期的に内部まで詳細に点検し、補修等の対策を検討しましょう。

## ◆所有者の日常点検と初動措置

定期点検を専門業者に任せた場合も、日常的に点検を行いましょう。危ない場合は立入禁止・見張りを置くなどの処置を行い、業者へ連絡しましょう。

●問い合わせ 都市計画課（本庁舎5階 ☎34-3015 ☎33-2939）

